平成２１年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添2924番地10
市営平良宮原団地Ａ―203
債務者　川満ルミ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２０年（フ）第８１２号
奈良市藤原町577番地
債務者　藤本　智子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２８８号
奈良県桜井市大字吉備435番地の８
債務者　千葉　美加（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３５６号
奈良市八条１丁目763番地
債務者　井谷　隆夫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９７号
長崎県長崎市上小島４丁目７番49号、旧住所
長崎県西彼杵郡時津町左底郷786番地５
フォーレス102号
債務者　中川　信史
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０号
沖縄県沖縄市字宮里508番地２　メゾン和～なごみ205
債務者　大城　正行
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１８７号
青森県弘前市大字松原東３丁目９―14　ドリームハウス松原103、住民票上の住所青森県弘前市大字松原東３丁目14番地13
債務者　大澤恵利子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１３８号
和歌山市出島473番地の８
債務者　山下整骨院こと　山下　繁則
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１７０号
和歌山県紀の川市上田井1102番地２
債務者　森本　雪夫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２８９号
和歌山市栄谷137番地の２―102号
債務者　木村　清市
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９５号
和歌山市内原915番地の５
債務者　川口　浩司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９７号
和歌山市田尻109番地の１　グランドハイツ田尻212号
債務者　ＢＰＭ803こと　細井　隆弘
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１６号
和歌山県紀の川市尾崎118番地14
債務者　永峰　和男
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３１８号
和歌山市松島297番地の２　ディアス八重Ａ棟102号
債務者　松本　祥典
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３２４号
和歌山県海南市且来445番地１、住民票上の住所地和歌山県海南市重根510番地　大谷荘１号室
債務者　安西　整子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３２６号
和歌山県橋本市岸上157番地の14
債務者　谷口　亜弓
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３２７号
和歌山県岩出市西野204番地　105号
債務者　羽野貴美子（旧姓迫間）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係